

順位	氏名（議席）	発言の要旨
13	佐藤 菊乃（5）	<p>1. DV被害を受けてひとり親家庭となった方への生活再建支援について</p> <p>離婚によりひとり親となり生活を再建していく家庭は、本市においても少なくありません。特にDVを理由に別居や離婚に至る場合、親子の心身の安全を守るため、急遽住居を離れ、祖父母世帯の元へ避難するなど、生活環境が一変するケースが見られます。</p> <p>こうした状況に置かれた方は、本来は就労能力や就労意欲を持ち、早期の自立を目指している場合が多い一方で、避難直後の段階では、心身の回復、子どもの生活の安定、住居や保育の確保、各種申請手続きの整理など、複合的な課題に直面します。また、現実には、支援制度は存在していても、制度の申請窓口が複数の部署に分かれており、本人が一つ一つの窓口を回りながら説明し、申請を重ね、必要な支援にたどり着かなければならない構造となっています。</p> <p>このような状況は、制度を利用する側にとって大きな負担となり、生活再建の妨げになり得ます。また、DV避難による同居など、やむを得ない事情があるにもかかわらず、形式的な世帯状況のみで判断され制度運用が行われてしまうと、支援が必要な家庭ほど不利益を受けることにもつながりかねません。</p> <p>厚生労働省から令和5年3月29日付で発出された、配偶者からの暴力による被害者支援に関する通知等（以下、厚生労働省等通知という。）においても、DV被害者の生活再建支援の観点から、保育所等の利用や保育料等について、DV被害者の状況を踏まえた適切な対応を求めると示されています。</p> <p>本市においても、こうした国の考え方を踏まえつつ、DV被害を受けてひとり親家庭となった方が安心して相談でき、生活再建の道筋を見通せる支援体制を整えることが、子どもの福祉の観点からも重要であると考えます。</p> <p>そこで、以下伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市のひとり親家庭の数や経済状況、離婚理由などの現状はいかがか。 (2) 本市のDV相談の現状はいかがか。 (3) DVを理由に親元へ避難している母子世帯について、厚生労働省等通知を本市の制度運用にどのように反映しているか。また、保育園への入園に関する手続においては、どのような位置づけで対応しているのか。 (4) DV被害者の生活再建の初期段階において、保育・住居・就労・手当などを横断的に整理する支援体制はあるか。 (5) DV被害者を含め、養育費の支払い未履行時の立替え支援の制度化を検討したことはあるか。